

仕 様 書

1 業務名

大学案内制作業務

2 業務履行期間

契約締結日から2027年6月25日（金）まで

3 業務目的

本学への進学志願者の増大、知名度の向上、ブランドイメージの定着を図るため、大学案内をリニューアルする。

4 業務内容

(1) 企画・制作（ディレクション、デザイン・レイアウト、原稿作成、動画制作（詳細は「7 動画制作」のとおり。）、編集及び校正）

(2) 取材・撮影

ア 取材が必要な場合は、受託者が取材対象者へ連絡の上、スケジュール調整を行うこと。なお、撮影場所については、本学へ協議の上、決定すること。

イ 原則、撮影は受託者が行うこと。ただし、本学と協議の上、本学提供の写真等を使用することも可能とする。

(3) 印刷・製本

(4) その他、本学との協議の上で定める業務

5 規格等

(1) 規格

ア 冊子のサイズはA4版又はB5版とする。

イ 本文50～60ページ程度

※ 規格については、企画提案の内容を踏まえて本学と協議の上で決定する。

(2) 色

4色刷り

(3) 紙質

受託者からの提案によるものとする。なお、企画提案の採否については本学との協議の上で決定する。

(4) 数量

15,500部

(5) 印刷方法

オフセット印刷

(6) 校正等回数

- ア 誌面の校正は、6回（校正4回、色校正（本機校正）2回）以上とする。
- イ 毎回校正紙とPDFデータの両方を提出すること。なお、提出する校正紙の部数は10部以上とする（色校正は2部）。
- ウ 「7 動画制作」で制作する動画については、上記アの誌面の校正（4回）の機会に併せて、本学の内容確認及び修正指示を受けること。
- ※ 校正等の際は、毎回校正紙や動画データを編集制作等に係る責任者が本学に持参すること。

6 編集方針

- (1) 本学の魅力を効果的に伝えるとともに、その中でも特に、学部や専門分野の枠を越えて協働して学ぶことができる、といった本学の強みとなる特色を重点的にアピールする内容とすること。
- (2) メインターゲットは、高校生等の進学希望者及びその保護者とする。
- (3) 公立大学としての信頼感を与えるとともに、キャンパスライフが具体的にイメージでき、親しみやすく、前向きな印象を与える内容とすること。
- (4) 表紙における大学名の視認性の向上を図るため、配置・サイズ・色等の調整により、一見して認識できるよう表示すること。
- (5) 本学の魅力や特色を端的に表現し、本学への進学が期待される高校生等に印象付けるキャッチコピーを作成し、適切かつ効果的な場所に付すこと。
- (6) 高校生等が、本学への入学から卒業までの、各学部における4年間の自らの成長をイメージできるコンテンツを盛り込むこと。
- (7) 大学案内の文章は、専門用語を多用せず、わかりやすく要点を押さえた簡潔な記載とすることとし、写真やイメージ図などを適切に使用すること。
- (8) 二次元コード等でウェブサイトや動画へ誘導するなど、デジタルとの連携を図った構成とすること。
- (9) 本学のコミュニケーションマーク及び各学部等のイメージカラー（国際学部：青、情報科学部：緑、芸術学部：赤、平和学研究所：金）を効果的に使用し、全体に統一感を持たせたスタイリッシュで洗練された訴求力のあるデザインとすること。
- (10) デザインについては、本学と綿密な協議の上、芸術学部を有する本学大学案内の品質を落とさないようにすること。
- (11) 所有するノウハウを最大限に生かし、創造性及び実現性のある提案を行うこと。
- (12) 掲載必須事項は「別紙」のとおりとし、それ以外の事項については、企画提案によるものとする。詳細は、企画提案の内容を踏まえて本学との協議の上で決定する。
- (13) 原稿は、最新のデータを使用して作成すること。

- (14) 大学案内（2027）本書及びデータ（AI形式）は本学が提供する。

7 動画制作

本学の魅力や特色をより効果的に伝えるため、大学案内誌面と連動したショート動画を制作すること。

- (1) 次に掲げる動画を制作すること。
 - ア 「別紙」掲載必須事項の【大学紹介】の教育の特色ページと連動した、学部や専門分野の枠を越えて、協働して学ぶことができる本学ならではの強みを分かりやすく伝える動画（1本）。
 - イ 「別紙」掲載必須事項の【各学部紹介】ページと連動した、各学部の教育の魅力や特色を紹介する動画（各学部につき1本、計3本）。
 - ウ 「別紙」掲載必須事項の【学生紹介】ページと連動した動画（各学部につき1本、計3本）。
- (2) 各動画の長さは、2分程度とする。
- (3) 16:9のアスペクト比で制作すること。また、閲覧端末（PC、スマートフォン及びタブレット等）の画面サイズ及び表示領域に応じて、適切に拡大・縮小して表示されるものとする。なお、表示時には動画の縦横比を維持し、不自然な歪みやトリミングが生じないものとする。
- (4) 動画の解像度は、フルハイビジョン以上とすること。
- (5) (1)の動画に加え、企画提案により、大学案内の内容をより効果的に補完する動画の制作を可能とする。
- (6) 本学から提供する写真又は動画を使用することも可能とし（例：キャンパスツアー動画）、その際、使用する素材について本学と協議するものとする。
- (7) アクセシビリティに配慮するため、音声によるセリフや説明が含まれる場合など、動画の内容に応じて、字幕を付すこと。

8 人員体制

- (1) 本学との窓口となり、業務の進行管理を行う責任者1名を定めるとともに、業務遂行に必要な人員（ディレクター、コピーライター、カメラマン及びデザイナー等）を確保の上、配置すること。なお、適切な体制が整っていないと本学が判断した場合は、再配置を求めることがある。
- (2) 著作物の企画、編集及び制作に係る実績・経験（フリーランスに係るものも含む。）を有する者を従事させること。
- (3) 事業開始後速やかに、氏名、所属及び担当業務を明記した名簿を作成し、本学へ提出すること。

9 著作権等

- (1) 借用映像や音楽素材等の使用に際しては、著作権の問題が発生しないものとし、著作権等の許諾が必要な場合の手続きは受託者において行うこと。

- (2) 成果品及び制作に係る全てのデータの著作権は本学に帰属する。成果品に対する著作権、特許権その他一切の権利は本学に移転する。
- (3) 委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている処理方法を使用する場合は、受託者はその使用に関する一切の責任を負う。
- (4) 受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で、著作者人格権、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守するものとする。
- (5) 受託者は、著作物の著作者に対し、著作権法第19条第1項及び同第20条第1項に規定する著作者人格権を行使しないよう措置するものとする。

10 納入

- (1) 納入期限
2027年6月25日（金） 午後5時00分厳守
- (2) 納入場所
広島市立大学（広島市安佐南区大塚東三丁目4番1号）
※ 詳細は別途指示することとし、事前に本学に連絡すること。また、納入に当たっては、十分な人員（最低5名以上）を従事させること。
- (3) 納入梱包
適正な冊数で箱詰めを行うこと（（参考）「大学案内2027」は、1箱当たり50冊）。
- (4) 成果品作成データ等の納入
 - ア 大学案内制作に係る成果品作成データ（テキスト・写真・イラスト）について、AI、JPEG、SVG形式ごとに整理して納入すること。
 - イ 大学案内制作において撮影・加工・デザインした画像データは、掲載の有無を問わず、原則として全て整理して納入すること。
 - ウ 本学ウェブサイトへ掲載する電子ブック用PDFを作成の上、提出すること。
 - エ 「7 動画制作」で制作した動画データについては、以下のものを納入すること。
 - ・ 非圧縮の映像マスターデータ 一式（HDD等）
 - ・ ウェブ掲載用データ
- (5) 検査
納入時に検査を行い、不合格と認められた製品は、直ちに良品と取り替えること。

11 その他の注意事項

- (1) 制作方針、掲載内容、デザイン等については、受託者からの企画提案時の提案を基本とするが、本学との協議を踏まえながら進め、最終決定する。

- (2) 受託者は、本学が求める随時の協議に対し、速やかに応じられる体制を整えること。
- (3) 別添の「公立大学法人広島市立大学委託契約約款」及び「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (4) この業務に関わる必要経費は全て本契約の契約金額の範囲内で処理すること。
- (5) 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じた時は、本学の責にすべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、本学に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 業務完了後であっても、受託者に帰すべき理由により不具合が生じた場合は、誠意をもって対応すること。なお、この場合に必要な経費は受託者の負担とする。
- (7) 電子媒体による納品においては、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品時点におけるウイルス感染により、本学又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。
- (8) 受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (9) この仕様書に定めのない事項については、本学と協議の上、決定するものとする。